

東京農工大学科目等履修生規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(入学の時期)</p> <p>第3条 科目等履修生として入学することのできる時期は、<u>学年又は学期</u>の始めとする。ただし、特別の事情のあるときは、これによらないことができる。</p> <p>(履修期間)</p> <p>第9条 履修期間は、<u>当該学期又は学年</u>の終りまでとする。ただし、第11条の規定により、履修期間の更新を許可された場合はこの限りでない。</p> <p>(履修科目の追加)</p> <p>第10条 学年の始めに科目等履修生として入学した者が、<u>後学期</u>から新たな授業科目を追加して履修したいときは、所定の期日までに履修科目追加願(本学所定の様式による。)を当該学府長又は学部長(以下「学府長等」という。)に提出し、その許可を受けて、これを履修することができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>本則</p> <p>(入学の時期)</p> <p>第3条 科目等履修生として入学することのできる時期は、<u>前期又は後期</u>の始めとする。ただし、特別の事情のあるときは、これによらないことができる。</p> <p>(履修期間)</p> <p>第9条 履修期間は、<u>前期又は後期</u>の終りまでとする。ただし、第11条の規定により、履修期間の更新を許可された場合はこの限りでない。</p> <p>(履修科目の追加)</p> <p>第10条 学年の始めに科目等履修生として入学した者が、<u>後期</u>から新たな授業科目を追加して履修したいときは、所定の期日までに履修科目追加願(本学所定の様式による。)を当該学府長又は学部長(以下「学府長等」という。)に提出し、その許可を受けて、これを履修することができる。</p> <p>2 (略)</p>	

附 則 (平成31年4月1日教規程第9号)  
この規程は、平成31年4月1日から施行する。